

別紙

施設整備促進支援事業実施要綱

1. 施設整備促進支援事業

(1) 事業の目的

現下の物価高騰を含む経済状況の変化により施設整備が困難となっている医療機関等に対する支援を行うことで、地域医療構想の推進や救急医療・周産期医療体制の確保等を図ることを目的とする。

(2) 事業の実施主体

都道府県とする。

(3) 事業の内容

別表1の第1欄及び第2欄に掲げる地域医療介護総合確保基金の事業区分Ⅰ－1（標準事業例5）に該当する施設の整備に関する事業、別表2の第1欄に掲げる医療提供体制施設整備交付金の国庫補助事業及び別表3の第1欄に掲げる医療施設等施設整備費補助金の国庫補助事業（以下「国庫補助事業」という。）の交付対象となる医療機関等であって、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に国庫補助事業の交付対象となる施設整備に係る本体工事の契約を締結している医療機関等であって、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に国庫補助事業の交付対象となる新築、増改築及び改修（以下「施設整備」という。）に着手している者（以下「国庫補助事業対象の対象者」という。）に対して、 m^2 数に応じた建築資材高騰分の給付金を支給する事業を行う都道府県に対し、補助する。

(4) 事業の支給額

国庫補助事業対象の対象者に対して、 m^2 数に応じた建築資材高騰分の給付金を支給する事業を行う都道府県に対し、補助する。なお、支給額は、次により算定したものを、実施主体となる都道府県毎に積み上げたものとする。

- ・ 地域医療介護総合確保基金の事業区分Ⅰ－1（標準事業例5）に該当する施設の整備に関する事業については、別表1の第3欄に定める物価高騰を反映した単価と第4欄に定める標準単価との差額に、第5欄に定める基準面積及び第6欄に定める補助率をそれぞれ乗じて得た額とする。
- ・ 医療提供体制施設整備交付金の国庫補助事業及び医療施設等施設整備費補助金の国庫補助事業については、別表2及び別表3の第1欄にそれぞれ掲げる国庫補助事業毎に、同表の第3欄に掲げる構造別に、第4欄に定める物価

高騰を反映した単価と第5欄に定める現行の交付要綱上の単価との差額に、第6欄に定める基準面積及び第7欄に定める調整率または補助率をそれぞれ乗じて得た額とする。

(5) 留意事項

(5-1) 給付金の支給について

- ・ 給付金の支給を受けようとする医療機関は、都道府県に対して、都道府県が必要と認める書類を添えて申請を行う。
- ・ 都道府県は、給付金の支給について、可能な限り速やかに開始できるよう努めた上で、申請受付開始日や申請期限を決定するものとする。

(5-2) 給付金の返還について

給付金の支給を受けた医療機関等は、都道府県に対して事業の実績を報告することとし、都道府県は、実績報告の内容を確認し、給付金の支給を受けた医療機関等が以下のア又はイに定める事項に該当する場合、支給を行った給付金全額の返還を求める。

ア 令和8年度までに施設整備に着工しなかった場合。

イ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。

(別表1)

【地域医療介護総合確保基金】

1 事業区分	2標準事業例	3 物価高騰を反映した単価	4 標準単価 (1㎡当たり)	5 基準面積	6 補助率
I 病床の機能・分化・連携のために必要な事業 (1) 医療提供体制の改革に向けた施設の整備等	5 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備	558,000円	484,000円	1床当たり25㎡ ×整備病床数	2/3

- (注) 1 第3欄に定める単価は、当該事業における支給額を算定する際に、限度となる単価である。
 2 実際の建築単価が第4欄に定める標準単価を下回るときは、当該給付金を支給しない。
 3 実際の建築単価が第3欄に定める単価を下回り、かつ第4欄に定める標準単価を上回るときは、当該建築単価を限度とし、当該建築単価と第4欄に定める標準単価との差額により支給額を算出するものとする。
 4 第5欄に定める基準面積が都道府県事業として実際に補助された面積を上回るときは、都道府県事業で補助された面積を限度とし、また、第5欄に定める基準面積が都道府県事業として実際に補助された面積を下回るときは、当該基準面積を限度とする。